



令和7年12月1日

各 位

会 社 名 ジョルダン株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 俊和
(コード：3710、東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営企画室長 岩田 一輝
(TEL. 03-5369-4051)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和7年12月1日付の取締役会決議に基づき、「定款一部変更の件」を令和7年12月23日開催予定の第46期定時株主総会に付議いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を図るため、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）について、役付取締役に関する規定の追加及び代表取締役社長の選定規定の一部変更を行うものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ② <u>代表取締役は、当社を代表し、会社の業務を執行する。</u> ③ 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役社長1名を選定し、</u>必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 (監査役の選任方法) 第32条 (条文省略) ② (条文省略) (新設) (新設) (監査役の任期) 第33条 (条文省略) ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役の中から代表取締役1名以上を選定し、そのうち1名を社長とする。</u> ② <u>社長は、当社を代表し、当社の業務を執行する。</u> ③ 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役の中から必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (監査役の選任方法) 第32条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (監査役の任期) 第33条 (現行どおり) ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

令和7年12月23日

定款変更の効力発生日

令和7年12月23日

以 上